

Japan: Inbound Tax Alert

国境を越えた役務の提供に係る消費税課税の見直し ～関連基本通達および Q&A の公表

2015 年 6 月 No. 13

Contents

電気通信利用役務の範囲

事業者向け電気通信利用役務と消費者向け電気通信利用役務の区分

登録国外事業者制度

その他

[Inbound Tax Alert 2015 年 1 月号](#)で既報のように、2015 年 10 月 1 日より、内外判定基準の変更により、国外事業者が日本の顧客に対して行う電気通信利用役務に対しては消費税が課されることになる。この変更を盛り込んだ改正消費税法は 3 月 31 日に成立したが、新制度の詳細については不明な点が多く残されていた。5 月末から 6 月初めにかけて、国税庁により関連基本通達および「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関する Q&A」が公表され、これまでの不明点につき明確化が図られた。当該通達および Q&A の主な内容は以下のとおりである。

電気通信利用役務の範囲

改正消費税法では、電気通信利用役務を「電気通信回線を介して行われる役務の提供」と定義している。Q&A により、電気通信利用役務に該当する取引および該当しない取引につき、それぞれ以下のような例が示された。

電気通信利用役務に該当する取引

- インターネット等を介して行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア(ゲームなどの様々なアプリケーションを含む)の配信
- クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス
- オンライン広告配信
- オンラインショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス
- オンライン英会話
- 電話、電子メールによる継続的なコンサルティング*

電気通信利用役務に該当しない取引

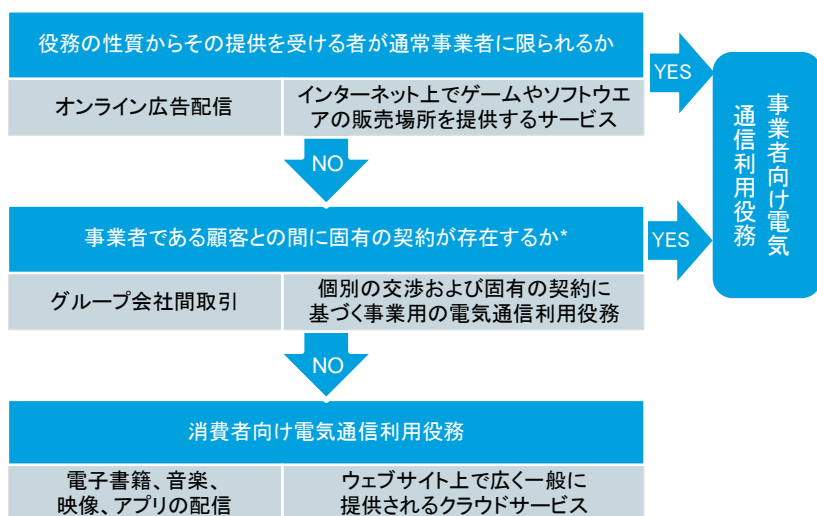
- 通信サービス(電話、FAX等)
- ソフトウェアの制作
- 国外に所在する資産の管理・運用等(ネットバンキングを含む)
- 国外事業者に依頼する情報の収集・分析等
- 国外の法務専門家等が行う国外での訴訟遂行等

*「電話・電子メールによる継続的なコンサルティング」の具体例としては、eラーニングサービス等が想定されていると思われる。この文言を広義に解釈すれば、ヘルプデスクサービスやコールセンターサービス、および電子メールによる法務助言サービスなども電気通信利用役務に該当する可能性がある。一方で、電子メールによる報告書の送付を伴うコンサルティングサービス(国外のコンサルティングファームによる事業戦略レポートの提供など)は、当該定義に含まれないものと考えられる。この点についてはさらなる指針の公表が待たれる。

事業者向け電気通信利用役務と消費者向け電気通信利用役務の区分

新制度においては、電気通信利用役務が事業者向けまたは消費者向けのいずれに該当するかにより、異なる課税関係が生じることになる。この判定は、実際に役務の提供を受ける者の属性(事業者か消費者か)ではなく、役務の性質または取引条件等に従って行われることに注意が必要である。すなわち、事業者向け電気通信利用役務とは、国外事業者が行う電気通信利用役務のうち、その役務の性質または当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいい、それ以外の電気通信利用役務はすべて消費者向け電気通信利用役務に該当することになる。

これを図に示すと次頁のようになる。



*たとえウェブサイト上に掲載した規約等で事業者のみを対象とするものであることを明示していたとしても、消費者からの申込みが行われ、その申込みを事実上制限できないものについては、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。すなわち、消費者も購入することのできる電気通信利用役務(ダウンロード販売されるソフトウェア等)は、たとえその主な利用者が事業者であったとしても、すべて消費者向け電気通信利用役務に分類されることになる。

登録国外事業者制度

新制度の導入に伴い登録国外事業者制度が創設される。国内事業者は、原則として、国外事業者からの消費者向け電気通信利用役務の仕入については仕入税額控除の対象とすることができないが、登録国外事業者から係る仕入を行った場合に限り、仕入税額控除が認められることになる。

登録申請の受付は 2015 年 7 月 1 日に開始される。[登録申請書](#)は国税庁ホームページからダウンロード可能である(現時点では日本語版のみの提供となっている)。登録国外事業者に対しては事業者免税点制度が適用されず、登録を受けている課税期間については消費税の課税事業者として申告・納税を行わなければならない¹。

その他

その他、国外事業者に関連すると思われる主な論点は以下のとおりである。

- 電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかの判定は、顧客がインターネットを通じて申し出た住所と、決済で利用されるクレジットカードの発行国情報や顧客の IP アドレスとを照合するなど、各取引の性質に応じて合理的かつ客観的な方法により行うべきことが明らかにされた
- 事業者については、その本店または主たる事務所が国内にあるかどうかで内外判定が行われるため、外国法人の日本支店に対する電気通信利用役務の提供は国外取引に該当し消費税は課されないことになる



Deloitte's view

今回公表された通達および Q&A により、事業者向け電気通信利用役務と消費者向け電気通信利用役務の区分について、一定の判断基準が示された。一方で、「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」に該当するサービスの範囲等、新たな疑問も生じている。新制度の施行前にさらなるガイドラインが公表されるかは不明であるため、「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」に含まれる可能性のある取引を行っている国外事業者は、早期に税務アドバイザーに相談することが望ましいと思われる。

また、事業者向け電気通信利用役務と消費者向け電気通信利用役務の区分においては、実際に役務の提供を受けた者の属性ではなく、役務の性質および取引条件に着目しなければならない(事業者向け電気通信利用役務の範囲が狭く設定されている)ことにも注意が必要である。主な利用者が事業者であっても、消費者向け電気通信利用役務とみなされるケースも多く生じるものと思われる。

消費者向け電気通信利用役務を提供する国外事業者は、税務面のみならず、価格戦略を含むビジネス面およびシステム面における影響についても検討し対応策を講じる必要がある。施行日が約 3 カ月後に迫る中、国外事業者においては、日本顧客に対しオンラインで提供しているサービスを洗い出すとともに、税務アドバイザーと協働し、新制度による事業への影響について早期に検討を始める必要があるだろう。

¹ 原則として、基準期間(その事業年度の前々事業年度)における課税売上高が 1,000 万円超である事業者は課税事業者になる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/inboundtaxnewsletter

Japan: Inbound Tax Alert 読者登録

本ニュースレターを email で受信をご希望の方は、お名前、部署、お役職と email アドレスを deloitte-tokyo.newsletter@tohmatu.co.jp 宛てにお送りください。

問い合わせ

税理士法人トーマツ 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

インバウンド グループ

本ニュースレターに関する質問は、下記の担当者までご連絡ください。

グループリーダー パートナー 金 洋浩 yangho.kim@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3841

ビジネス タックス サービス

パートナー 呉 純 sunie.oue@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3753

パートナー 高原 潤 jun.takahara@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3946

間接税サービス

パートナー 岡田 力 chikara.okada@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3900

グローバル エンプロイヤー サービス

パートナー Russell Bird russell.bird@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3979

シニアマネジャー Frances Somerville frances.somerville@tohmatu.co.jp Tel: 080 3412 3462

移転価格サービス

パートナー Timothy O'Brien timothy.obrien@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3923

パートナー 澤田 純 jun.sawada@tohmatu.co.jp Tel: 03 6213 3927

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、税理士法人トーマツおよびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。